

法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 特定支配関係のある法人から受ける配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額がその法人の株式等の帳簿価額の10%を超える場合に確定申告書に添付すべき書類の記載事項の細目等を定めることとする。(第27条関係)
- 2 デリバティブ取引に係るみなし決済損益額を算出する場合において、合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととする。(第27条の7関係)
- 3 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額について、他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを内国法人の所得の金額とみなして課される外国法人税の額におけるこれらの者の間の関係の細目等を定めることとする。(第29条の2、第37条の4の2関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)